

## 厚生労働省 通達

「出張理容・美容に関する衛生管理の徹底について」 (H25年12月25日) の抜粋

今後、高齢化の進展に伴い、在宅や老人福祉施設に理容師又は美容師が赴き、高齢者に対して理容又は美容を行うケースが増加していくことが予想されます。

「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づき衛生の確保や向上を図ることを求めているところです。

(主旨及び要点)

主旨	<p>1. 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。</p> <p>また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。</p> <p>2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。</p> <p>下記抜粋要点</p> <p>①老人福祉施設で、出張理容・出張美容を行う場合は、適切な場所を確保すること。</p> <p>又、洗髪<small>の設備があれば尚可</small>。</p> <p>②出張理美容を行う業者は理・美容所の開設者がふさわしい。</p> <p>③出張理美容を行う場合は、衛生管理に特段の留意が必要である。</p> <p>④在宅出張理美容も上記と同様。</p>
----	--

### 「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」

#### 第1 目的

この要綱は、出張理美容に関する作業環境、携帯品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により出張理美容に関する衛生の確保と向上を図る目的とする。

#### 第2 「作業環境」

- ①出張理美容を行う場所は不特定多数が出入りする場所から区分された作業室等。
  - ②作業室の床・腰張り等はコンクリート・タイル・リノリウム・板等、不浸透性材料の構造が望ましい。不可能な場合は、ビニール材などのシートの上で作業を行う。
- 作業内の採光・照明及び換気を十分にすること。

#### 第3 「携帯品等」

- ①洗淨及び消毒済みのはさみ等の理美容器具を衛生的かつ安全に収納できるもの
- ②使用済みのはさみ等の理美容器具を安全にしゅうのうできるもの
- ③消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- ④外傷にたいする緊急処置に必要な薬品及び衛生材料
- ⑤手洗いに必要な石けん、消毒液など

下記は厚生労働省のホームページを参照してください

#### 第4 管理

- ①作業環境の管理 ②携帯品等の管理 ③従業者の管理

#### 第5 衛生的取り扱い等 第6 消毒 第7 自主管理責任者の設置

上記ピンク文字について AKiREY.com は8年前より講習会で皆様にお勧めしております

洗髪の設備は「ニュー楽シャン君」をお勧め

床用ビニール材はホテル用シャワーカーテンをお勧め

はさみ類を安全に収納できるものは専用に開発したウエストポーチ型収納ホルダーをお勧め

タオルと、これらを衛生的に収納できるものはオリジナルペーパータオル15枚セットをお勧め